

議 長



政務活動費交付請求書

令和 6年 11月 6日

四日市市長

会 派 名 公明党

代表者氏名 荒木 美幸

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づ

き、令和 6年 10月分政務活動費の交付を次のとおり請求します。

1 請 求 額 21,115 円

2. 政務活動費の対象となる経費

区 分	金 額	備 考
調 査 研 究 費	8,513	
研 修 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 費	12,602	
合 計	21,115	

※概算払・前金払がある場合は、備考にその別を記載すること。

経理責任者

荒木



内 訳 明 細

10 月 分 N o . 1

区 分	金 額	内 容
調 査 研 究 費	8,513	10/23 豊田市視察
研 修 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 費		
合 計	8,513	

※支出に係る領収書その他の証拠書類を添付すること。

第6号様式(第4条関係)

(調査研究、研修、要請・陳情活動、会議) 旅 費 明 細

会 派 名	公明党							
参加者氏名	中川 雅晶							
用務先	豊田市							
実施日	令和6年10月23日 (水)							
目 的	視察							
月日	発 着	路 程	路線	運 賃	特別料金	特・急料	日 当	宿泊料
10/23	四日市 ~ 豊田	149.0 KM	自動車	5,513 円	円	円	1 日	甲地方
	豊田 ~ 四日市	↓ KM	自動車	↓ 円	円	円	(3,000 円/日)	泊
	~	KM		円	円	円		(15,900 円/泊)
	~	KM		円	円	円		乙地方
	~	KM		円	円	円		泊
	~	KM		円	円	円		(14,900 円/泊)
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
小 計				5,513 × 1 5,513 円	× 0 円	0 × 1 0 円	3,000 × 1 3,000 円	0 × 1 0 円
合 計				8,513				

※精算

	運 賃	特別料金	特・急料	日 当	宿 泊 料
精 算 額	円	円	円	円	円
差 引 額					
過 不 足 の 理 由					

（調査研究、研修、要請・陳情活動、会議）報告書

令和 6年 10月 28日

実施日時	令和 6年 10月 23日（水） 13時30分 ～ 15時00分
参加者氏名	中川雅晶
用務先	愛知県豊田市
対応者	豊田市役所 福祉部よりそい支援課 課長 岡本裕之氏 よりそい支援課 担当長 畠中氏
目的・内容	持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要 現時点で把握している本事業実施による利点や課題について

成 果 ・ 所 感	別紙添付
------------------	-------------

資料別添付

成果・所感

「豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用について」

厚生労働省の持続可能な権利擁護支援モデル事業（令和4・5年度）が、①地域連携ネットワークにおいて民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組、②簡易な金銭管理等を通じ地域生活における意思決定を支援する取組、③寄付等の活用や虐待案件等を受任する法人後見など都道府県・指定都市の機能を強化する取組の3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理等を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する目的で開始された。基準額は、自治体あたり5,000千円で補助率は3/4である。

豊田市は地域共生社会の実現を目指すにあたり、持続可能な権利擁護支援モデル事業に基づき豊田市地域生活意思決定支援事業を試行的に行うこととした。きっかけは、厚生労働省から派遣されていた職員からの情報提供及び提案であったとのことでした。

成年後見制度以外の新たな権利擁護支援策の必要性について、豊田市は企業城下町として発展してきた都市特性から就労を機に豊田市で暮らし始めた市民が多く、身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある市民が6,000人程度予測されるとしている。契約や治療等の説明を一緒に聞き、本人に寄り添って考えてくれる人がい

ない。生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない。衣類や日用品の買い出しができない。緊急連絡や死後の事務を行う人がいないなど課題が生じる。しかし、現状として家族や親族による支援、民間サービスの利用（監督庁がないことから、市民は透明性等に不安がある）、日常生活自立支援事業の利用、成年後見制度の利用、行政による緊急対応・死後事務対応などで対応しているが、その対応数が限定的であるのが現状である。身寄りのない人への支援のうち、金銭管理と意思決定の支援は、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用で対応可能であるが、成年後見制度の担い手については専門職の数を増やすことは困難であり、市民後見人の数も急増させることも困難である。また、日常生活自立支援事業を行う社協も現行の人員体制で6,000人規模のニーズに耐えきる体制を整えられない。そこで、持続可能な形で権利擁護支援を推進するため、「金銭管理」「意思決定」「適切な形の確保（監督と活動支援）」をそれぞれの支援に分解して、それぞれの支援を得意とする主体に担ってもらい、それらを連携でつなぎ合わせて、対象者に届ける仕組みづくりに着手した。

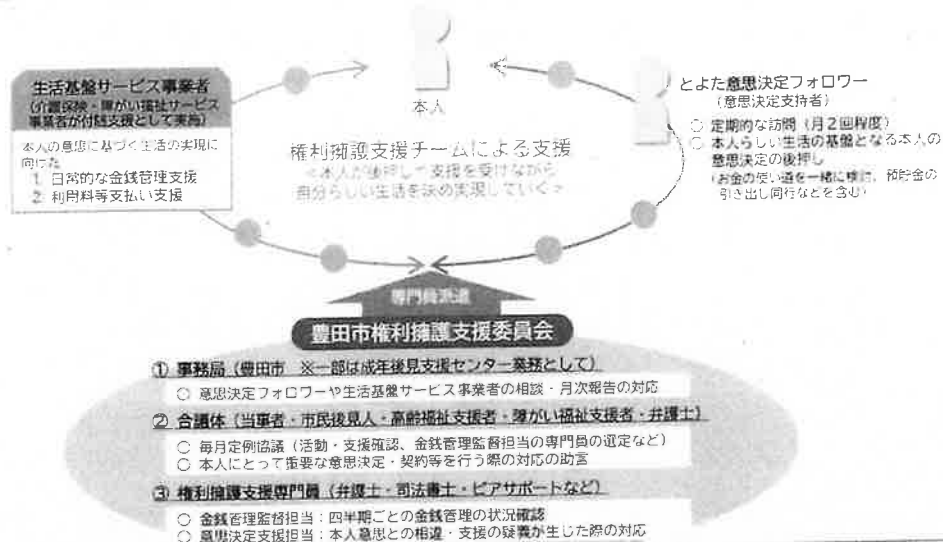
豊田市、日本財団、日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）が連携し、意思決定事業に関する協定を締結した。

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用のスキームは下記のとおりである。

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用スキームについて



- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォローの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）。②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

権利擁護支援に関する各制度・事業の比較について



- 地域共生社会の実現に向け、本人を中心した活動や支援に対し、「権利擁護支援」は重要な基盤かつ手段となるもの。
- 金銭管理を含む「権利擁護支援」に関する制度・事業は、いくつか存在しているが一長一短。認知症高齢者数の増加や障がい者の社会参加の機会増加により、今後増大・多様化するニーズに対し、特に、持続可能性の観点から現行の制度・事業は課題が多い。

	成年後見制度（法定後見）	日常生活自立支援事業	任意代理契約	豊田市地域生活意思決定支援事業
対象者（本人）	判断能力が不十分の方 (契約の意味・内容を理解できなくても利用可能)	物事の判断に不安はあるが、 契約の意味・内容を理解できる方	同左	同左
実施者	後見人等 (親族or市民or法人or専門職)	社会福祉協議会	任意の契約相手	市民（フォロー） + 介護・福祉事業所等民間事業者 + 専門的知見・実務経験の保有者
実施者の選び方	本人が選べない (家庭裁判所が選任)	本人が選べる (基本的には社協一択)	本人が選べる	本人が選べる
実施内容	財産管理 + 身上保護 (法律行為（契約、相続等） の代理や取消が可能)	福祉サービスの利用援助 + 日常的な金銭管理 + 書類等の預かり	任意で内容で、財産 管理等を委任する	地域生活上の意思決定支援 + 日常的な金銭管理
権利擁護支援 (特に意思決定 支援の観点)	後見人等による (意思尊重義務・身上配慮義務あり)	支援員の関わりの中で実施	規定等はない	仕組みとして導入
監督機関	家庭裁判所	県運営適正化委員会	なし	権利擁護支援委員会
利用に必要な 費用	金額不明 (本人の財産、後見人の業務 の内容によって後見人の報酬 を家庭裁判所が決定)	1,200円/回（生保無料） + 書類等預かり250円/月	任意	豊田市が地域の実情等を勘案し設定 在宅利用者負担の目安 生保等 1,700円/月 その他 3,700円/月

豊田市地域生活意思決定支援事業の費用負担・事業者報酬の考え方



- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、①意思決定フォロー推進事業と、②生活基盤サービス事業を一体的に実施する事業である。
- 「①意思決定フォロー推進事業」は、社会福祉法に基づく福祉サービス利用援助事業の生活支援員による支援と一部活動が類似することから、同事業の費用負担の仕組みを参考にしつつ、持続可能性の観点から応益負担を取り入れて費用負担の考え方を整理した。
- 他方、「②生活基盤サービス事業」は、既に介護保険・障がい福祉サービスを実施している事業者が既存のサービスに付随して支援することを当面の間想定している。このことから、介護保険サービス等の費用負担及び報酬の仕組みを参考に、併せて豊田市内の社会福祉法人（障がい者入所支援）が任意で実施している金銭預かりにおける利用料の状況を踏まえ、費用負担及び報酬の考え方を整理した。

豊田市地域生活意思決定支援事業（在宅利用者負担の目安：生保等 1,700円/月、その他市民 3,700円/月）

→ ① 意思決定フォロー推進事業

利用料	その他の市民
生活保護受給又は市民税非課税の市民 500円/月	2,500円/月

- 日常生活自立支援事業の利用料（豊田市社協は1,200円/回）は、生活支援員の人件費相当として積算されている。
- このことを踏まえ、本事業は、フォローによる活動が中心であることから、フォローの月2回訪問分を想定して、費用負担を設定。
- なお、生活保護ワーカーのモラルハザードを防止することも加味しながら、持続可能性の観点から、応益負担の考え方を取り入れた。

→ ② 生活基盤サービス事業（利用者負担の目安：在宅 1,200円/月、施設 1,100円/月）

- 以下に示す単位数の構造により、生活基盤サービス事業給付費を算定する。
- このうち、原則1割（一部高額所得者を除く）を利用者負担分、残りを公費負担分とする。

事業者による金銭管理に対する基本部分		中山間地加算
イ 日常的な金銭管理費	(1月につき 200単位)	+15/100
ロ 初回加算	(1月につき 20単位)	
ハ 手続き等支援加算	(1月につき 100単位)	
ニ 在宅支援加算	(1月につき 100単位)	
権利擁護支援委員会による定期的確認に対する基本部分		
ホ 日常的な金銭管理監督費	(1月につき 800単位)	

- 市内の社会福祉法人（障がい者入所支援）が任意で実施している金銭預かりに要する費用が、平均2,300円/月であることを踏まえて、障がい者の利用も含めた形での給付費を設定。
- 中山間地居住者支援加算と初回加算の額は、介護保険サービス報酬と同等の率・単位数とした。

- 介護保険サービスの医療連携体制加算において、サービス提供事業所が医療機関等との連携に必要な費用を確保できるようにしているのと同様に、生活基盤サービス事業が、権利擁護支援委員会による定期的な管理状況のチェックに対する費用を支払うことを想定。

日常的な金銭管理は介護事業者が担い、意思決定支持者（フォロワー）を養成（現在16名登録）した上で支援。そして、豊田市が事務局となり専門職等で構成した豊田市権利擁護支援委員会が管理監督、相談、助言の機能を有する。

現在まで7名の対象者に意思決定支援を実施したとのことでした。

予算は、令和4年度は事業設計年度のため、事業費は0円。

令和5年度は意思決定フォロワーの育成、活動支援の定例化、日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続など事業費は1,208,936円。

令和6年度は意思決定フォロワーの育成、活動支援の継続、生活基盤サービス事業者にはフォロワー活動の理解促進のための講座実施、本人の意思に基づいた金銭管理

がなされているかの金銭管理監督と監督様式の見直し、事業継続のための仕組みづくりなどで事業費は 5,651,000 円を計上。

今後の課題として整理や検討が必要な事項として、意思決定フォローの育成体制、仕組みの確立（公的財源と寄付等の活用）と意思決定支援を専門的に支援できる人材、体制の確保を挙げている。また、金銭管理関係として、医療・金融など他業種の参画、日常的な金銭管理の範囲・方法の確立、金銭管理監督を専門的に支援できる人材・体制の確保、本人が金融機関の窓口で事業者と一緒にいけない場合の対応と金融機関の理解を挙げている。

事業・制度設計関係については、金銭管理の内容（日常的な金銭管理、高額な財産管理、不動産等の売却等法律行為を含むもの）による事業・制度の役割分担と運営財源の見直し、日常生活自立支援事業との関係性の整理、終活支援事業との連携強化などが挙げられる。

また、厚生労働省はモデル事業の検証に基づいて、令和 8 年度からの事業化を目指しているが、未だ明確なスキームが示されていない。令和 6 年度まではモデル事業の補助対象になっているが、令和 7 年度は市単の事業で継続予定である。当該事業を対象者を含めて拡大促進していくことと市単の財政負担を考慮しなければならない課題が生じている。厚生労働省の明確な事業化が急がれると思いました。

持続可能な権利擁護は重要な課題である。現状、成年後見制度や日常生活自立支援

事業の利用の他は、介護事業所のケアマネ等が無償で対応していると推察される。透明性と適切な費用負担を確立していくため、地域生活意思決定支援事業がスムーズに施行されることが求められていると痛感しました。

内 訳 明 細

6 年 10 月分 No. 6

区 分	金 額	内 容
調 査 研 究 費		
研 修 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 費	12,602	コピー機リース料・カウン ト料10月分
合 計	12,602	

※支出に係る領収書その他の証拠書類を添付すること

領収証

No. **1841**

四日市協会 公明党

様

金額									
			¥	1	2	6	0	2	円

但し入札 ¥10,500 カンパ ¥2,102

収 入

印 紙

2024 年 10 月 22 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-370

オフィスを創造する
株式会社 **シスチレクリエイティブ**
〒510-0074 四日市市鶴の森一丁目14番11号
TEL 059-353-8871 (代)
FAX 059-353-8110

係印

T8-1900-0101-5129